

## 鳴門市公式ウェブサイトへの有料広告掲載についての取扱要領

(趣旨)

**第1条** この要領は、鳴門市有料広告掲載取扱要綱（以下「要綱」という。）第5条に基づき、鳴門市が公開・管理するウェブサイト（以下「鳴門市公式ウェブサイト」という。）に民間企業等のバナー広告を有料で掲載すること（以下「広告掲載」という。）の取り扱いについて、必要な事項を定めるものとする。

(広告掲載の募集業務等の委託及び広告代理店の資格)

**第2条** 広告掲載の募集及び応募の受付、広告掲載する広告（以下「広告」という。）の選定、広告原稿（広告掲載の内容を特定するもの。以下同じ。）の作成に係る業務は、広告代理店に委託することとする。

2 広告代理店は、鳴門市物品等一般競争入札（指名競争入札）及び随意契約参加資格者名簿に登録されている事業者で、かつ、徳島県内に本社、支店等を有する事業者でなければならない。

(広告掲載の募集・申し込み)

**第3条** 前条第1項に規定する業務を受託した広告代理店（以下「広告取扱業者」という。）は、広告掲載の募集を行い、広告掲載を希望する者は、広告取扱業者に広告掲載の申し込みを行うものとする。

(広告の選定)

**第4条** 広告取扱業者は、広告掲載の申し込みのあったものの中から、第7条及び第8条の規定に従い広告を選定する。

2 広告取扱業者は、前項により選定した広告が広告枠（広告掲載のために設定した鳴門市公式ウェブサイト上の枠。以下同じ。）の数を超える場合は、次の優先順位により広告を選定し、同順位のものがある場合は、抽選により選定するものとする。ただし、広告枠を効率的に活用できないと考えられる場合はこの限りではない。

(1) 営利を目的としない広告又は公共的性格のある広告

(2) 市内に事業所等（本社、支店、営業所、店舗等）を有する者に係る広告

(3) 前各号に掲げるもの以外の広告

(広告原稿等の作成・提出)

**第5条** 広告取扱業者は、広告原稿等を市の指定した形式で作成し、市の指定した場所及び期日までに提出することとする。

(広告掲載の審査・承認)

**第6条** 広告取扱業者が提出した広告原稿の広告掲載の適否について、要綱第8条に基づく広告掲載審査委員会において、第7条及び第8条の規定に従い審査を行い、広告掲載については、この審査結果に基づく市の承認を受けなければならない。

2 市は、審査の結果、必要に応じて広告取扱業者に当該広告の全部又は一部について広告掲載の中止や修正等を求めることができるものとする。この場合において、正当な理由が無く広告掲載の中止や修正等に応じないときは、当該広告の全部について広告掲載を中止するものとする。

(広告の内容等)

**第7条** 広告の内容は、鳴門市公式ウェブサイトの公共性及び品位、信頼性を損なう恐れのないものとし、要綱第4条第1項各号のいずれかに該当するものは、広告の対象としない。

2 法律、法律に基づく命令、条例、規則等に違反した者、市の指名停止措置等を受けている者及び市税滞納者等の広告は掲載できない。なお、広告の掲載中においてこれらに該当するに至った場合も同様とする。

3 国、地方公共団体その他公共団体が公用若しくは公共のために行う広報にあたるものについては、広告の対象としない。

(広告の禁止及び制限)

**第8条** 広告は、市の情報と錯誤する恐れのある表現や画像、その他広告の表現として適当でない認められる場合は、原則としてこれを禁止する。

2 広告の表現や配色等で閲覧者に不快感を与える恐れがあると認められる場合は、その内容を制限することができる。

(広告掲載料の支払い)

**第9条** 広告取扱業者は、広告枠を一括して買い取る方法で、広告掲載に関する広告料を市の指定する期日までに支払わなければならない。

(広告掲載の規格)

**第10条** 広告はバナー広告とし、掲載位置は鳴門市公式ウェブサイト PC版及びスマートフォン版のトップページとする。また、掲載枠の位置については指定できないものとする。

2 データサイズは、GIF および JPEG (静止画像のみ) 形式で、横240ピクセル×縦50ピクセルとする。

3 画像の ALT 属性テキストは「広告：」で始め、全半角問わず30文字以内とする。

(広告掲載の取り止め)

**第11条** 広告掲載の決定後、第7条及び第8条の規定により広告を掲載することが適当でないと判断される場合は、広告掲載を取り止めることができる。

(その他)

**第12条** この要領に定めるもののほか必要な事項は別に定める。

#### 附 則

この要領は、平成20年2月1日から施行する。

#### 附 則

この要領は、平成23年12月1日から施行する。

#### 附 則

この要領は、平成25年10月1日から施行する。

#### 附 則

この要領は、平成28年4月1日から施行する。